

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令案の概要」に関する意見公募の実施結果について

令和6年2月20日
経済産業省・資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」の制定に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和5年11月28日（火）～令和5年12月27日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 提出意見数

153件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、回答の分かりやすさの観点から意見を整理して示しているため、数字は一致しません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要」に関する意見公募の実施結果について(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 本省令案全体に関する御意見		
1	再エネ発電事業に取り組む事業者に対する規律強化や、地域と共生した再エネ導入拡大を進める上で、今般の措置は、納得のいく内容だと思う。	再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、2030年度36～38%の導入目標の実現に向けて最大限導入していくことが政府の基本方針です。一方、再生可能エネルギーの導入に際し、安全面、防災面、景観・環境への影響などの地域の懸念が顕在化しています。
2	今般の措置は、再エネ導入拡大の方向性に逆行するものであり、反対。2030年再エネ比率36-38%の達成を阻害するものである。ごく一部の問題のある事業者だけ規律を強化すればよく、一律にルールを厳格化することはおかしい。そもそも、これまで危険な再エネ発電事業に対して認定を行ってきた資源エネルギー庁の責任である。今般の措置では、事業者・自治体の事務負担が増加するだけである。	こうした地域の懸念に適切に対応すべく、再エネ長期電源化・地域共生ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」といいます。)での議論や、第211回国会での審議を経て、再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法が成立しました。改正再エネ特措法(2024年4月施行)では、①説明会・事前周知措置の実施をFIT/FIP認定の要件とし、適切かつ十分な事前周知がされない場合には、FIT/FIP認定を行わないこととします。また、②関係法令に違反する事業者等に対してFIT/FIP交付金による支援を一時停止するとともに、違反が解消されず認定取消しに至った場合には、違反期間中のFIT/FIP交付金による支援額の返還を命じるなどの措置を講じます。
3	再エネ発電事業において地域との共生は重要な要素であるものの、地域の実情は多種多様であり、事業者だけではなく自治体や地域住民に多大な負担をとまうルールを全国一律に導入することは最適ではない。自治体が既存の法令等を補う目的で新たに条例等の制定を検討する場合、既に相当数の先行事例が存在するため、規制のあり方やそれに伴う負担の程度等を含めて、各自治体の実情に沿った内容とすることが十分に可能である例もある。そのような状況の下、再エネ発電事業に関する独自条例等を制定している自治体は、FIT制度導入後10年経過しても少数にとどまり、現行の法令等で特段不都合があると考えていない自治体が多数を占められる中、住民も含めた関係者に多大な追加負担を強いる新ルールの一律適用は避け、各自治体の自主性を尊重すべきではないか。	地域の懸念に適切に対応するためには、個別事案への対応のみならず、上記のとおり再エネ特措法を改正し、地域と共生した再エネ導入拡大に向けて、国として制度的措置を講じていくことが不可欠と考えています。なお、今般の改正は、地域の実情を踏まえて、自治体が条例等において独自に再エネ発電事業等に関する条例等を制定することを妨げるものではありません。 今般の措置を含め、今後の再エネ特措法の運用・執行に当たっては、引き続き、関係者の事務負担の効率化に努めてまいります。 ワーキンググループにおいては、学識経験者・法律や技術等の専門的知見を有する者が委員として参画しているところですが、再エネ発電事業に係る事業者団体や自治体からのヒアリングも実施し、再エネ発電事業や地域の実情を踏まえた検討を重ねてきました。また、ワーキンググループの第2次取りまとめ(2023年11月)は、2023年9月29日から同年10月29日までの期間に意見公募手続を実施し、再エネ発電事業者の皆様も含めて113件の意見が提出されたほか、提出された意見を踏まえて必要な修正が講じられるなど、幅広く皆様からの御意見を頂いた上で取りまとめています。
4	再生可能エネルギーの適切な普及のため、あるいは、不適切な拡大を防止するために、何を資源エネルギー庁がすべきなのかという視点が全くない。学者等がワーキンググループで議論をしたようだが、まともな事業者、現場や現実を知っている人が議論すべきである。机上の空論ではないか。再エネ反対の立場の自治体や団体の意見ばかり聴いており、事業者の意見が反映されていない。	今般の措置を含めて、再生可能エネルギーに関する政策・制度を分かりやすく事業者や周辺地域の住民に周知・広報することは重要と考えています。御指摘も踏まえ、資源エネルギー庁HPの特設サイトやパンフレット等も用いながら、分かりやすく説明していきます。
5	法令改正などの動きは広く周知されていない。効果的な周知方法の議論も並行して進めてもらいたい。	今般の措置を含めて、再生可能エネルギーに関する政策・制度を分かりやすく事業者や周辺地域の住民に周知・広報することは重要と考えています。御指摘も踏まえ、資源エネルギー庁HPの特設サイトやパンフレット等も用いながら、分かりやすく説明していきます。
6	FIT制度による調達期間の終了後に、事業を終了する再エネ発電事業が少なくないと見込まれている。一方で、FIT制度そのものを継続することは、国民負担の観点から難しいと考えられるため、今後も発電事業が継続されるような創造的な施策の議論を開始してもらいたい。	頂いた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
2. 法第9条第2項第7号の経済産業省令で定める措置(説明会・事前周知措置)等に関する御意見【第4条の2、第4条の2の2及び第4条の2の3関係】		
(1) 説明会・事前周知措置全体		
7	説明会の開催をFIT/FIP認定の要件とすることに反対。事業者・自治体の負担・コスト等を考慮すべき。今回の規制について、費用便益分析などは行ったのか。また、周辺地域の住民との接触を強制するものであり、不適切な措置である。一部の自治体の不適切な条例を全国展開するものではないか。FIT/FIP制度開始時に要件としていなかったのに、今更要件を追加するのはおかしい。	<p>今般の措置の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。</p> <p>FIT制度導入以降、再生可能エネルギーの導入量は増加した一方で、多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、前述の地域の懸念が顕在化していることから、こうした懸念の解消に向けて、今般措置を講じるものです。</p> <p>今般の措置は、説明会の開催等をFIT/FIP制度という支援措置を受けるための認定要件とするものであり、「規制」に該当するものではありませんが、今般の措置を含め、今後の再エネ特措法の運用・執行に当たっては、引き続き、関係者の事務負担の効率化に努めてまいります。</p>
8	説明会の開催など必要ない。法的に適切な計画なら反対があってもやればよいし、法的に危険な場所(急傾斜地等)であれば、事業を許可しなければよい。	<p>なお、再エネ発電事業の実施に当たって、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可が必要となる場合には、2023年10月1日に再エネ特措法施行規則を改正し、FIT/FIP認定の申請要件としているところです。</p> <p>①森林法における林地開発許可 ②宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ③砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可</p>
9	事業規律を強化するためには、説明会の開催では不十分。FIT/FIP認定に当たって、市町村長や市町村議会の同意を要件とすべき。	<p>御指摘の点について、ワーキンググループの中間取りまとめ(2023年2月)においては、「FIT/FIP制度における地域とのコミュニケーションの要件化にあたっては、下記の点に留意する必要がある。…行政庁の許認可において事業者の財産権や営業の自由の制約には、客観的な条件に基づき判断される公益上の理由が必要であり、地域の自治会合意や住民合意など、私人の同意を法律上の要件として事業実施の際に求めることは慎重であるべき。…」とされています。</p> <p>こうした点を踏まえ、今般の措置においては、説明会の開催等をFIT/FIP認定の要件とし、適切かつ十分な事前周知がされない場合には、FIT/FIP認定を行わないこととしました。</p>
10	説明会・事前周知措置の実施に当たって、周辺地域の住民の個人情報(住所・氏名等)が、再エネ発電事業者に渡るおそれはないのか。個人情報は適切に保護されるのか。	<p>再エネ発電事業者は、出席者名簿の作成や意見募集フォームへの対応など、周辺地域の住民の情報を取り扱うことが想定されますが、これらの情報の取扱いについては、関係法令を遵守することが大前提となります。その上で、FIT/FIP制度における説明会の開催等に係る運用においても、周辺地域の住民等の個人情報・プライバシーにしっかり配慮していきます。</p> <p>例えば、説明会の開催案内は、ポスティングによる書面配布、戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載又は関係自治体の公報若しくは広報誌(紙媒体)への掲載によることとしています。これらの手法は、対象となる周辺地域の住民の住所が特定されていれば、氏名等の情報がなくとも実施可能なものとなっており、開催案内に当たり、再エネ発電事業者が周辺地域の住民の氏名等の情報を保有することは想定していません。</p> <p>また、説明会の録音・録画について、①出席者(周辺地域の住民)の背面からの録画を求め、②録画・録音は、説明会の開催状況に疑義が生じた場合に、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的としているものであり、事業者が対外公表することはプライバシーの保護の観点から許容されないことなどについて、ガイドラインにおいて明確化します。</p> <p>その上で、FIT/FIP制度上も、周辺地域の住民の個人情報・プライバシーへの配慮を確保するため、再エネ発電事業者が説明会等の実施に当たって取得した周辺地域の住民に関する情報について、適切に管理及び廃棄することをFIT/FIP認定要件として加えることとします。</p>
11	FIT制度の適用を受けている電源をFIP制度に移行させる場合についても、説明会・事前周知措置の実施が必要となるのか。	FIT制度の適用を受けている電源をFIP制度に移行させる場合について、法第10条第1項の重要な事項の変更に該当しないときは、FIP認定要件として説明会・事前周知措置の実施を求めるものではありません。この点については、ガイドラインにおいて明確化します。
12	高圧設備を複数まとめて事業化する際に、事業場所間の物理的距離によらず、説明会は個別開催となるのか。物理的な距離が近い案件(300m以内など)の説明会については、事業者と住民双方の負担軽減の観点から、個別開催ではなく、合同開催を認めてもらいたい。	<p>複数の再エネ発電事業について、周辺地域の住民の範囲が重複するなどの合理的な理由が認められる場合には、まとめて説明会を開催することを妨げるものではありません。ただし、一回の説明会に多くの住民が参加することで円滑な説明会の進行ができない事態が発生しないこと、複数の再エネ発電事業について説明を行うことで開催時間が長時間とならないこと等も考慮した上で、住民からの質問等に誠実に対応することができるよう適切に開催されることが前提です。</p> <p>また、上記のように、複数の再エネ発電事業の説明会をまとめて開催する場合については、当該説明会において、例えば、各再エネ発電事業に関して必要な説明事項が全て説明されるなど、各再エネ発電事業に係るFIT/FIP認定要件が全て充足されることが当然に必要です。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	特に入札対象案件について、「当該認定の申請」が何を指すのか明らかにすべき。落札後の地方経産局への事業計画提出時のことを指すのか、地方経産局等からの事業計画の補正指示による補正対応期限を指すのか。後者としてもらいたい。また、令和6年度の入札対象案件について、今般の説明会・事前周知措置の開催に係る省令案の改正に伴って手続フロー等が変更となるのであれば、例年どおりのスケジュールではなく、早い段階で入札実施要綱に明記するなどしてもらいたい。	入札対象案件のFIT/FIP認定申請については、FIT/FIP認定申請の時点で一旦申請が行われるものの、最終的には認定補正期限においてその申請内容が確定することを踏まえ、その「当該認定の申請」とは、各回の入札における認定補正期限を指すこととします。 また、2024年度の入札スケジュールについては、調達価格等算定委員会の意見及び今般の措置も踏まえ、可能な限り速やかにお示しします。
14	説明会の開催案内や、事前周知措置について、インターネットを活用した方法で行うことは可能か。	説明会の開催案内や事前周知措置について、インターネットを活用した方法のみで行う場合、周辺地域の住民がインターネットへの掲載を認知するきっかけがないことから、インターネットを活用した方法のみで行うことは認めていません。 ただし、事前周知措置については、再エネ発電事業の具体的内容も含めて相当量の情報提供を行うことが想定されることから、住民に情報を認知するきっかけとなる方法(回覧板又は自治体の公報若しくは広報誌(紙媒体)への掲載)とインターネットを活用した方法を組み合わせることは可能とします。
15	密接関係者の定義が不明である。新たな概念ではなく、既に一般的に用いられている概念を用いるべき。ワーキングの取りまとめの趣旨を踏まえて、過剰なものとならないようにすべき。	密接関係者については、ワーキンググループ等における議論を踏まえ、当該認定事業者との関係性が密接な範囲を捉えるため、次の定義をガイドラインにおいて明確化します。 ①認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合) ②認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合) ③認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者 ④上記①～③の者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。)
16	説明会が満たすべき条件全体について、定量的な基準となっておらず、事業者と審査者での認識のずれが生じる懸念がある。このような状況に鑑み、令和6年度認定については、定量的な基準のみで説明会が満たすべき条件への適合を判断することとしてはどうか。	説明会が満たすべき条件について、例えば説明会の議事等に関しては、定量的な基準を定めることにより説明会がかえって形骸化するおそれもあることから、ワーキンググループにおける議論等も踏まえ、「質問等に誠実に対応すること」等の要件を設定しています。その上で、具体的な「誠実な対応」の要素等については、ガイドラインにおいて明確化します。 このため、2024年度認定に関して、全ての要件についてその適合性を適切に審査することは可能と考えており、御提案のように定量的な基準と定性的な基準に分けた対応を講じる予定はありません。
17	説明会を開催することのみが認定要件となっているが、説明会の結果によっては認定しないことを明確にすべき。また、住民からクレームがあった場合には、再エネ発電事業者に対して、勧告・行政指導・認定取消し等の厳格な措置を講じるべき。	今般の措置は、本省令で定める説明会・事前周知措置の実施をFIT/FIP認定の要件とするものであり、本省令で定める要件を満たさない場合にFIT/FIP認定がなされないことは、既に明確になっています。また、事業者が提出した資料に虚偽が発覚した場合は、要件を満たさないものとして、FIT/FIP認定を行わず、又はFIT/FIP認定を取り消すなど、厳格な対応を行っていきます。
(2) 認定申請時に提出する添付書類		
18	現行のFIT/FIP認定においては、環境アセスメント手続の方法書を開始したことを証する書類に関して、事後的な追加提出が認められている。今回の省令改正においては、FIT/FIP認定の要件を全て充足する説明会であれば、他の法令等に基づいて開催される説明会の開催をもって、その説明会の要件を充足するとされており、方法書段階での説明会についてもFIT/FIP認定の要件を充足させる形で開催することが合理的な手法であることが想定される。そのため、説明会を開催したことを証明する書類の提出期限について、方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出期限まで延期してほしい。	現行のFIT/FIP認定において、環境アセスメント手続の方法書を開始したことを証する書類に関して、事後的な追加提出は認めておらず、御提案のような対応を行うことはできません。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(3) 説明会・事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲		
19	説明会・事前周知措置の実施に関する措置の導入が拙速。まずは特別高圧の再エネ発電設備に先行的に導入した上で、その状況を見てから高圧の再エネ発電設備に導入するなど、優先順位を付けて措置すべき。	<p>今般の措置の趣旨・目的は、再エネ発電事業の実施に当たり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、再エネ発電事業に対する理解を促進し、その信頼を醸成して、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るところにあります。</p> <p>FIT制度導入以降、再生可能エネルギーの導入量は増加した一方で、多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、前述の地域の懸念が顕在化していることから、こうした懸念の解消に向けて、速やかに措置を講じる必要があります。</p>
20	地上設置やカーポートに設置する10-50kWの太陽光発電設備について、同じ敷地内の建物で電気を消費する場合は、「屋根設置太陽光発電設備」として、説明会・事前周知措置の開催を求めないこととしてはどうか。	<p>屋根設置太陽光については、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、地上設置太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いいため、説明会・事前周知措置をFIT/FIP認定要件とせず、努力義務としているものです。</p> <p>なお、駐車場の屋根に係る太陽光発電設備については、「屋根設置太陽光発電設備」に係る本省令の手続・要件を充足し、建物登記等の求める資料を全て準備できる建物に設置する場合には、屋根設置として取り扱われます。</p>
21	再エネ海域利用法の適用案件についても、沿岸の住居や施設からの距離が20km以内であれば影響が皆無とはいえない。洋上風力発電設備は、風車の規格が大型のものが多く、沿岸から5km程度離れていたとしても景観上大いに問題がある。漁業者のみでなく住民に対する説明会が必要。	<p>再エネ海域利用法の適用案件については、地域との調整を図るべき事項について、同法に基づく法定の協議会での説明がなされています。協議会の構成員には、関係大臣、関係都道府県知事・市町村長、利害関係者、学識経験者等が含まれています。</p> <p>この点を踏まえ、再エネ海域利用法の適用案件については、公募による事業選定後の協議会において、事業者が、FIT/FIP認定の要件とする説明会において求められる説明事項を参考としつつ説明をすべき旨を明確化することとしています。</p>
22	50kW未満の電源についても、一律に、FIT/FIP認定の要件として説明会の実施を求めるべき。特に、風力発電は、騒音・倒壊等のリスクが大きく、地域の懸念も見られることから、小形風力発電を含めて、規模を問わずに、説明会を実施すべき対象としてもらいたい。	<p>説明会・事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲については、周辺地域や周辺環境へ及びし得る影響の程度に鑑み、ワーキンググループにおける議論を踏まえて、以下のように整理しています。</p> <p>①特別高圧・高圧(50kW以上)の電源については、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして説明会の開催を求めます。</p> <p>②低圧(50kW未満)の電源については、原則として事前周知措置の実施を求めますが、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合や、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合は、説明会の開催を求めます。</p> <p>③住宅用太陽光発電(10kW未満)は、説明会・事前周知措置の対象外とします。</p>
23	一般の建物等を建設する場合には説明会は不要なのに、その敷地の地面に51kWの太陽光パネルを置くと説明会の開催が必要となる理由が分からない。例えば、高い塀などを付ければ、周辺環境への影響は生じない。具体的にどのような周辺環境への影響が生じるのか。	<p>再エネ発電事業については、その事業実施により、安全面、防災面、景観・環境への影響などが生じるおそれがあるところ、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、これらの影響に関する地域の懸念に対応することが必要です。</p>
24	説明会の開催について、50kW近傍の高圧設備とメガソーラーでは大きな差があるにもかかわらず、いずれも説明会の開催が求められるのは均衡を失する。敷地面積に応じた要件を設定すべきではないか。あるいは、200kW未満程度などの比較的小規模の太陽光発電設備については、個人が実施するものもあり、説明会の開催を不要とすべき。	<p>説明会・事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲については、明確な要件とすることで住民や事業者の予見性を確保する観点から、上記のとおり、電源の規模、設置場所・設置形態等に応じて一定の線引きをすることが必要と考えています。個別の再エネ発電事業によっては、周辺地域や周辺環境に影響が想定されないものも含まれますが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な理由の説明を求めることとしています。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
25	50kW未満の再エネ発電設備であっても、当該設備の設置場所が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域等」に属する場合には、説明会の開催を求めるとされている。具体的にどのエリアを指すのか。	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域等」とは、土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)又は土石流危険渓流とし、この点はガイドラインにおいて明確化します。
26	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域等」及び「自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として地方公共団体が制定する条例により指定された地域等」とは、再エネ発電事業の実施に当たってこれらの法律・条例に基づく届出等が必要な地域に限定されるという理解でよいか。	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域等」及び「自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として地方公共団体が制定する条例により指定された地域等」については、再エネ発電事業の実施に当たってこれらの法律・条例に基づく届出等が必要な地域に限定するものではありません。
27	50kW未満の再エネ発電設備に関して、その実施場所が属する筆(地番)の一部が災害リスクのあるエリアに指定されていても、当該エリアの外に発電設備を設置し、かつ当該エリアの環境を変化させない場合には、説明会の開催は不要としてもらいたい。	説明会・事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲については、明確な要件とすることで住民や事業者の予見性を確保する必要があります。このため、再エネ発電設備の設置場所を地番単位でみた場合に、当該地番が「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」に該当するときは、50kW未満であっても説明会の開催を求めるとします。
28	50kW未満の再エネ発電設備であっても、当該設備の出力と、当該認定の申請をする者又は密接関係者が当該設備に係る実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内の場所に設置し又は設置しようとする他の再エネ発電設備の出力との合計が50kW以上の場合には説明会の実施が求められているが、説明会の実施が不要である旨を事業者が証明するコストが膨大となる。費用対効果のバランスが取れていない。このような場合は、周辺環境への影響も必ずしも大きくない。いわゆる「分割案件のルール」とも整合していない。50kW未満の再エネ発電設備は、一律に説明会の開催を不要とすべき。	<p>複数の電源が至近距離内に集合する場合については、高圧以上の事業が低圧の事業に分割されることで、実質的には高圧以上の電源として周辺地域や周辺環境への影響が及び得るにもかかわらず、説明会の開催を回避することを認めるべきではありません。今般の措置は、こうした考え方や、ワーキンググループにおける議論を踏まえたものです。</p> <p>今般の措置を含め、今後の再エネ特措法の運用・執行に当たっては、引き続き、関係者の事務負担の効率化に努めてまいります。</p> <p>なお、御指摘のいわゆる「分割案件のルール」は、一定の場合について「一の場所」に設置される分割案件と判断し、FIT/FIP認定を行わない(不認定とする)ものです。他方で、今般の措置は、一定の場合について50kW未満の再エネ発電設備でも説明会の開催を求めるものですが、本省令の要件を充足する説明会が開催されれば、FIT/FIP認定を行い得るものです。このように措置の効果が異なるものであることも踏まえ、異なる要件が設定されております。</p>
29	50kW未満の再エネ発電設備であっても、当該設備の出力と、当該認定の申請をする者又は密接関係者が当該設備に係る実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内の場所に設置し又は設置しようとする他の再エネ発電設備の出力との合計が50kW以上の場合には説明会の実施が求められているが、この際に、点在する発電所に関する説明会は、まとめて開催してもよいか。	<p>御指摘の場合の説明会については、当該認定の申請に係る再エネ発電事業に関して、当該再エネ発電事業に係る周辺地域の住民を対象として、説明会を開催することが必要となります。</p> <p>なお、例えば、100m以内にある複数の50kW未満の再エネ発電事業について、同一の者が同時にFIT/FIP認定申請を行うことなどに伴い、その全ての再エネ発電事業に関して説明会の開催が必要となる場合に、それらをまとめて開催できるか否かは、No.12の回答をご覧ください。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(4) 説明会に係る周辺地域の住民の範囲		
30	周辺地域の住民の範囲について、定量基準のみで画すべきではない。再エネ発電設備の設置については、景観、防災、水源涵養、森林によるCO2の削減、健康など広範囲に影響が及ぶおそれがある。自治体の首長が影響を受けると判断した者は、周辺地域の住民の範囲に含めるべき。	
31	周辺地域の住民の範囲の定量基準が狭過ぎる。波長の長い低周波騒音は、15km離れた場所にも影響を与える可能性があり、外壁等の遮蔽物を通り抜ける性質を持っている。したがって、本省令案の距離では全く不十分で、少なくともこの10倍程度の距離などが必要。	説明会等の対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、制度の予見性を確保する観点から、客観的な基準で画されることが重要である一方、事業の特性や地域の実情を踏まえた柔軟な対応も重要です。このため、定量基準に加えて、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える(市町村から意見がない場合には、定量基準の範囲を適用する)こととします。 具体的な定量基準については、ワーキンググループにおいて、全国の自治体の条例の制定状況等を分析した結果を踏まえて、次のように設定することとしました。 ①低圧(50kW未満)は、説明会の開催義務を定める条例を制定している自治体において、説明会の対象となる住民の範囲について、発電所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けていることが調査時点で確認されたものの中央値が100mであることを踏まえ、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内」としました。 ②高圧・特別高圧(50kW以上)は、再エネ発電事業の実施による影響が及び得る範囲が大きくなる中で、前述の自治体において、大規模事業を念頭に、発電所の敷地境界からの距離等を300mとする定量基準を設定している例が見られたことから、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が300m以内」としました。 ③ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる大規模案件は、例えば、環境影響評価法では、建設機械の稼働による影響評価の参考手法として、事業の影響を予測する範囲を事業実施区域から約1kmの範囲内としています。これを踏まえ、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(第一種事業に限る。)の対象となる大規模電源については、上記にかかわらず、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が1km以内」としました。
32	周辺地域の住民の範囲の定量基準が広過ぎる。あるいは、一律の距離基準を設けるべきではなく、例えば、実施場所の面積に比例させ定量基準とすべき。また、各電源で周辺環境への影響が異なるのに、電源にかかわらず同じ定量基準であるのはなぜか。周辺地域に与える影響から逆算して定量基準を定めるべき。	①低圧(50kW未満)は、説明会の開催義務を定める条例を制定している自治体において、説明会の対象となる住民の範囲について、発電所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けていることが調査時点で確認されたものの中央値が100mであることを踏まえ、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内」としました。 ②高圧・特別高圧(50kW以上)は、再エネ発電事業の実施による影響が及び得る範囲が大きくなる中で、前述の自治体において、大規模事業を念頭に、発電所の敷地境界からの距離等を300mとする定量基準を設定している例が見られたことから、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が300m以内」としました。 ③ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる大規模案件は、例えば、環境影響評価法では、建設機械の稼働による影響評価の参考手法として、事業の影響を予測する範囲を事業実施区域から約1kmの範囲内としています。これを踏まえ、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(第一種事業に限る。)の対象となる大規模電源については、上記にかかわらず、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が1km以内」としました。
34	周辺地域の住民の範囲の定量基準について、50kW未満の再エネ発電設備は、実施場所の敷地境界線からの水平距離が100mとされているが、根拠がない。全国の自治体の条例の中央値が100mだとしても、その中央値を採用することに意味がない。100m離れた場所に対して、どのような「周辺環境への影響」があるのか。50kW近傍の高圧設備とメガソーラーでは大きな差があるにもかかわらず、同じ定量基準であるのはおかしい。	個別の再エネ発電事業についてみれば、その電源種や規模に応じて、周辺地域や周辺環境に与える影響は異なりますが、①範囲の明確性と②事業の特性や地域の実情を踏まえた対応を両立させるという点や、ワーキンググループでの議論も踏まえ、上記の制度としています。 また、全国の自治体の条例の制定状況等を分析することで、これまでの各地域の取組に基づく地域の実情を踏まえた制度設計が可能であると認識しています。
35	周辺地域の住民の範囲の定量基準について、50kW以上の再エネ発電設備(環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業に該当する場合を除く。)は、実施場所の敷地境界線からの水平距離が300mとされているが、300m先は「近隣」とはいえない。また、数百kWの事業と数MWの事業では、周辺環境への影響が異なるにもかかわらず、同じ「300m」という基準なのはおかしい。	
33	近隣に誰もいない荒地でも説明会を開催しなければならない、というのはふざけている。誰も来ないと分かっているのに、コストを掛けて説明会を開催しなければいけない意味が分からない。対象の住民に対して、説明会の開催希望があるかどうかをまず聞く形などにすべき。周辺地域の住民から、「説明会の開催は不要」と言われた場合には、説明会の開催は不要とすべき。	定量基準の範囲内に居住する者がおらず、かつ、市町村への事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた場合や、「周辺地域の住民」から「説明会の開催は不要」と言われた場合であっても、 ①資源エネルギー庁のシステムを閲覧した土地/建物所有者が説明会への出席を希望する可能性があることや、 ②「周辺地域の住民」がいないことを客観的に確認する必要があることから、 説明会を開催する(開催する準備を行い、終了時刻まで待機する)ことが必要となります。
36	周辺地域の住民の範囲の定量基準について、環境影響評価法第2条第2項に規定する第一種事業に該当する場合は1kmとされているが、条例に基づく環境アセスメントの適用対象事業は含まれないという理解でよいか。	御理解のとおりです。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
37	「実施場所」とは、発電設備のみならず、遮断機などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所も含むものという理解で相違ないか。また、上記の電気設備に送電線路は含まれないという理解で相違ないか。洋上風力発電事業について、陸上部分に設備（陸上送電線路、変電施設）が存在することがあるが、他の再エネ発電事業と「実施場所」の定義は同じか。	御理解のとおりです。
38	陸上風力発電では、変電所が風車から離れて設置される場合がある。その場合に、変電所の周辺に係る定量基準については、範囲を緩和する(狭める)ことはできないか。	変電所についても、風車等と同様に、周辺地域や周辺環境に影響を与えるおそれがあることから、変電所の周辺に係る定量基準の範囲を緩和する対応は検討していません。個別の再エネ発電事業によっては、周辺地域や周辺環境に影響が想定されないものも含まれますが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な理由の説明を求めています。
39	周辺地域の住民の範囲の定量基準について、どうやって測るのか。「敷地境界線」とは、事業用地の土地の筆界を指すのか、事業区画を区別するフェンス等を指すのか。後者とすべきではないか。	「周辺地域の住民」の範囲を画する定量基準については、制度の予見性を確保する観点から、客観的な基準で画されることが重要でず。こうした点も踏まえ、「敷地境界線」については、事業用地の土地の筆界を指すこととします。
40	「居住する者」の定義を明確にされたい。住民票が当該住所にある者でも、長期不在者は含まれないのか。「居住する者」を再エネ発電事業者が漏れなく把握するためには、どうすればよいのか。	「居住する者」とは、当該区域に住民票を有する者を指します。 その上で、説明会の開催案内は、ポスティングによる書面配布、戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載又は関係自治体の公報若しくは広報誌(紙媒体)への掲載によることとしています。これらの手法は、対象となる周辺地域の住民の住所が特定されていれば、氏名等の情報がなくとも実施可能なものとなっており、「居住する者」が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はありません。
41	実施場所に隣接する土地の所有者にまで説明会を開催しなければならないのか。一般的なビル工事等では、ポスティング等による周知が一般的である。	再エネ発電設備に隣接する土地/建物所有者については、再エネ発電事業の実施により受ける影響が特に大きく、事業実施に当たって説明会を行う必要性が大きいと考えられます。また、ワーキンググループのヒアリングでは、条例に基づく説明会の例として、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者について、「周辺地域の住民」の範囲に含める例が見られました。今般の措置は、こうした点を踏まえたものです。
42	「実施場所に隣接する土地又はその上にある建物の所有者」とあるが、隣接する土地の所有者が、実施場所の所有者と同一人の場合はどうすればよいか。また、隣接する土地が県道と河川の場合は、その所有者は、県道管理者・河川管理者となるのか。	「実施場所に隣接する土地又はその上にある建物の所有者」が、実施場所の所有者と同一である場合であっても、当該者は「周辺地域の住民」に含まれます。ただし、当該者が再エネ発電事業者と同一である場合は、「周辺地域の住民」には含まれません。 隣接する土地が、国道・都道府県道・市町村道・河川といった国又は自治体の所有物である場合、当該国又は自治体は、「周辺地域の住民」には含まれません。
43	「土地・建物を所有している者」を特定するためには、登記を確認する必要があるのか。定量基準の範囲内の土地・建物所有者の把握には、大量のコスト等を要するが、ワーキンググループ等でいかなる議論が行われ、何を根拠にそのコスト等を再エネ発電事業者にならせることとしたのか。そのように判断した責任者は誰か。	再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者を「周辺地域の住民」に加えるに当たって、御指摘の論点についてもワーキンググループで議論がなされましたが、相続等による権利関係の複雑化への対応や個人情報保護の観点から、再エネ発電事業者が当該土地/建物に係る登記を確認する制度とはしないこととしています。 この中で、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物所有者に対しても開催案内ができるよう、資源エネルギー庁においてシステムを整備し、当該システムを活用して説明会の開催案内を行うこととします。このため、再エネ発電事業者には、資源エネルギー庁に対して、開催情報(開催日時・開催場所等)を説明会の開催の2週間前までに提出することを求めることとします。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
44	「実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者」の有無については市町村長に確認することを求めるというだけでよい。事業の予測可能性を確保するためにも、市町村長の判断の手続を定め、市町村に通達すべき。	地域の実情を踏まえた対応を図る観点から、国において、自治体内の担当部署や手続について詳細に定めることは検討していません。
(5) 説明会の開催案内		
45	開催案内の方法について、「投函又は戸別訪問により書面を配布する方法」又は「回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の広報若しくは広報誌へ掲載する方法」とされているが、いずれの方法も問題・課題がある。「一定の期間、現地に所定の標識を掲示し、意見や質問を受け付け、回答するとともに、意見・質問内容と回答内容を資源エネルギー庁や市町村に報告すること」ではなぜだめなのか。周知の効果と発電事業者の負担の両面から、理由を示されたい。	説明会の開催案内については、周辺地域の住民が説明会の開催を認知できるものとする必要があるため、ワーキンググループでの議論を踏まえ、ポスティングによる書面配布、戸別訪問による書面配布、回覧板への掲載又は関係自治体の公報若しくは広報誌(紙媒体)への掲載によることとしています。こうした開催案内を適切に行うことで、説明会において、周辺地域の住民との十分かつ適切なコミュニケーションが図られるものと考えています。 なお、今般の措置を含め、今後の再エネ特措法の運用・執行に当たっては、引き続き、関係者の事務負担の効率化に努めてまいります。
46	説明会の開催案内について、関係審議会の取りまとめには「設置場所に隣接する土地/建物の所有者にも事前周知を行うために、説明会の開催を求める全ての再エネ発電事業について、資源エネルギー庁のシステムを活用した説明会の開催情報(時間・場所等)の提供を求めることとした」とあるが、再エネ特措法上の要件として求められるのか。	御理解のとおりであり、この点を本省令においても明確化することとします。
47	開催案内に関し、資源エネルギー庁のシステム内で情報提供を行う手続の詳細を示してもらいたい。例えば、開催案内を掲載する際に、事業者は何日前までにシステムに入力する必要があるのか、どのようにシステムに入力すればよいのか。その際に、事業者が提供した情報がタイムラグなく、迅速に開示されるような運用を徹底していただきたい。	御指摘の点について、再エネ発電事業者には、資源エネルギー庁に対して、開催情報(開催日時・開催場所等)を説明会の開催の2週間前までに提出することを求めることとし、更なる詳細は今後お示しします。再エネ発電事業者が資源エネルギー庁に提供した情報が迅速に開示されるように留意してシステムの設計を進めていきます。
(6) 説明会の説明項目・説明事項		
48	説明会における説明項目として「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の概要」が求められているが、この説明に当たって、図面で具体的な風車の配置まで示す必要があるか。フォトモンタージュ法などを用いた説明が必要となるのは、その設置場所が、自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリアに該当する場合で相違ないか。	「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の概要」の説明に関して、実施場所については、図面やイメージ写真を用いて説明することが必要です。具体的な説明方法について、一律の説明の仕方限定することはしませんが、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明が必要です。
49	入札参加前の説明会において、説明会を開催することによって直近の入札への参加意思が漏洩することとならないか。住民からの質問の内容が、入札の競争性に影響を与える内容であった場合は、入札が終了するまで回答を留保するなどの対応を行うことは可能か。また、説明会の開催情報が広く公表され、その情報に発電設備の出力も含むとなると、それらを集計することで応札容量を容易に推計することが可能であり、入札の競争性に影響が生じないか。	御指摘の点に関し、当該再エネ発電事業が入札対象電源である場合には、入札の競争性に影響を与える説明(特定の入札回に参加する旨等)がなされないように留意することが必要であり、この点は、ガイドラインにおいて明確化します。入札の競争性に影響を与える説明について、質問等に対する回答を控える場合は、その理由を説明することが必要です。 説明会の開催情報の公表については、①概ねの出力規模のみを公表するものとし、②どの電源がどの入札回に参加するかという具体的スケジュールまでを特定することは困難であることから、入札の競争性に影響が生じるものではないものと認識しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
50	説明会における説明項目として「当該認定の申請をする者の関係者(主な出資者を含む。)に関する事項」が求められているが、再エネ発電事業者や出資者の事業全般について、周辺地域の住民が聞くことは、周辺地域の住民にとっての権利である。	頂いた御意見は、今後の政策立案・制度執行の参考とさせていただきます。
51	説明会での説明項目について、「法第10条第1項に規定する重要な事項を変更しようとするときに実施する説明会にあっては、既に実施された説明会(複数回開催された場合にあつては、その開催の日が最も遅いもの)において説明が行われた事項から変更があつた事項に係る項目に限る。」とされているが、複数回開催された場合において、開催の日が最も遅いもの以外の説明会において説明が行われた事項から変更があつた事項に係る項目についても、説明を求めるべき。	御指摘を踏まえて修正します。
(7) 説明会の議事等		
52	「誠実に対応する」又は「誠実に回答する」としている点について、誰が何をもち「誠実」と判断するのか。「誠実」というワーディングは不適切である。また、今後、基準や具体例を示していく考えはあるか。仮に、周辺地域の住民が「この対応・回答は誠実ではない」と主張した場合はどのようにするのか。「誠実」か否かを公平に判断するための機関が必要になるのではないか。住民としては、今までに経験してきた近隣への再エネ発電設備の設置において、再エネ発電事業者から誠実な対応をされたことはないと認識している。	説明会の議事等に関しては、定量的な基準を定めることにより説明会がかえって形骸化するおそれもあることから、ワーキンググループにおける議論等も踏まえ、「質問等に誠実に対応すること」等の要件を設定しています。その上で、具体的な「誠実な対応」の要素等については、ガイドラインにおいて明確化します。
53	説明会には、再エネ発電事業者自身の出席を求めるとされているが、説明者の一部について、オンライン会議ツールを使用して遠隔地から説明を行うことは可能か。	再エネ発電事業者のうち、主たる説明者や質疑応答に対応する主たる者については、周辺地域の住民との十分かつ適切なコミュニケーションを図る観点から、対面での参加が必要です。ただし、補足的に説明を行う者や、質疑応答に補足的に対応する者について、オンライン会議ツールを使用して遠隔地から参加することを妨げるものではありません。
54	説明会には、再エネ事業者自身の出席を求めるとされているが、委託事業者が再エネ発電事業者であるかのごとく説明することは問題。また、現場責任者等の要件も明確にするべきではないか。説明会での発言に責任を持たせ、虚偽の発言や約束が果たされないことが起きないよう、現場責任者等は、事業者の代表者又はそれに準ずる権限を有するものに限定すべき。その上で、説明会において虚偽の説明があつたり、そこで交わされた約束が果たされなかったりした場合は、FIT/FIP認定の取消しが相当である。	説明会には、委託事業者ではなく、再エネ発電事業者自身が出席する必要があります。また、御指摘のような「現場責任者」といった仕組みを設けるものではありませんが、再エネ発電事業者が虚偽の説明を行った場合には、FIT/FIP認定の要件を満たさないものとして、FIT/FIP認定を行わず、又はFIT/FIP認定を取り消すなど、厳格な対応を行っていきます。
55	FIT/FIP認定をSPC(合同会社)で取得しようとする場合、SPCに社員がいないため、当該事業者自身の出席ができない。実質的支配者としての親会社社員の出席で代替可能か。	説明会の実施に当たっては、ワーキンググループ等での議論を踏まえ、説明の責任主体を明確化する観点から、事業者が法人の場合は、法人の役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明をすることができる者が出席して説明することを求めます。 再エネ発電事業者がSPCである場合は、当該SPCの代表者が説明をするなど、当該SPC自身が主体となる形で説明が行われることが必要です。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
56	<p>説明会の状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することが要件となっているが、周辺地域の住民として、この点に反対。後向きの姿であっても、再エネ発電事業者に撮影されたくない。実務上は周辺地域の住民の入場前から記録を開始することになるので、周辺地域の住民の顔などが映ってしまうのではないかと。全員の撮影の同意を取る必要があるのではないかと。そもそも、資源エネルギー庁の職員が説明会に出席すれば、撮影しなくとも、説明会が開催されたことを証明できるのではないかと。また、記録媒体を「対外公表することは許容されない」とされているが、対外公表したらどうなるのか。</p>	<p>御指摘の要件は、説明会の内容に疑義が生じた場合に、事後的に検証を行うことを可能とするためのものです。具体的には、 ①事業者から提出された説明会概要報告書を認定後に公表します。 ②説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、住民が資源エネルギー庁に対して通報を行うことができる通報フォームを整備します。 ③住民からの通報等を端緒として、事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画及び録音の提出を求めます。その際に再エネ発電事業者が客観的な証拠を提出できるよう、FIT/FIP認定の認定基準として、説明会の全景の録画及び録音と、その保管を求めます。 以上の制度趣旨や、透明性を確保する観点から、No.57のような御提案を採用することは難しいと考えています。</p>
57	<p>説明会の状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することが要件となっているが、周辺地域の住民の反対が予想されるため、「録画」は「説明会の写真」に、「録音」は「会議録」「区長及び公務員等の役職者の署名捺印」に代えてもらいたい。</p>	<p>また、説明会の録音・録画について、①出席者(周辺地域の住民)の背面からの録画を求めると、②録画・録音は、説明会の開催状況に疑義が生じた場合に、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的としているものであり、事業者が対外公表することはプライバシーの保護の観点から許容されないことなどについて、ガイドラインにおいて明確化します。</p>
58	<p>説明の状況を記録した記録媒体を交付期間又は調達期間が終了するまでの間、継続して保管するものであることが要件となっているが、民間企業において、長期間の保管を行う文書等は一般には多くない。再エネ発電事業以外の発電事業に対しても、このような要求を行っているのか。要求していないのであれば、なぜ再エネ発電事業にのみ、このような要求をされるのかを明確にされたい。</p>	<p>その上で、FIT/FIP制度上も、周辺地域の住民の個人情報・プライバシーへの配慮を確保するため、再エネ発電事業者が説明会等の実施に当たって取得した周辺地域の住民に関する情報について、適切に管理及び廃棄することをFIT/FIP認定要件として加えることとします。</p>
59	<p>複数回の住民説明会の開催や、隣接土地所有者が遠方に住んでいる場合など、説明会への参加が住民への過度な負担とならないか心配である。住民説明会の参加人数は、認定の可否に影響しないという認識でよいのか。</p>	<p>FIT/FIP認定に当たって、説明会の参加人数の多寡そのものをもって認定要件への適合性を判断するものではありませんが、例えば、適切に開催案内を実施したか、周辺地域の住民の質問等に回答するための質疑応答の機会が確保されたかなど、本省令で定める要件を全て充足しているかどうかを確認されることとなります。</p>
60	<p>「説明会の開催後に質問等の提出先を定めて、2週間以上の期間において周辺地域の住民の質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること」とあるが、質問提出者が周辺地域の住民であることをどのように確認するのか。質問提出者が周辺地域の住民であると確認できない場合は、誠実に回答したかどうかの判断には直接的には含まれないという理解でよいのか。また、回答内容は、質問者への開示でよいのか、あるいは、会社HP等で質問内容と回答結果を公表する必要があるのか。</p>	<p>質問募集フォームにおいて質問等を提出する者は、提出に当たって氏名を記載することとします。再エネ発電事業者は、当該氏名と説明会の出席者名簿を照合し、説明会に出席した「周辺地域の住民」からの質問等に対して書面をもって誠実に回答することとします。</p> <p>事業者が質問等に回答する際には、個別の回答を各質問等提出者に対して行うのではなく、全体の回答をまとめたものについて、原則的に、開催案内を行う際に採用した方法と同じ方法で周知することとします。また、質問等が特に多い場合など、必要があるときは、再度説明会を開催して、作成した書面での回答をもとに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答することとし、その説明会においては、回答内容を記載した書面を作成し、説明会において配布することとします。</p> <p>上記の旨については、ガイドラインにおいて明確化します。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(8) 説明会の開催時期		
61	当該認定の申請の日の3ヶ月前までに説明会を開催しなければならないとされているが、「2週間前」などに短縮するか、「当該認定の申請の日の前までに」とすべき。例えば、水力発電事業の通常の事業組成スケジュールを勘案すると、仮に4月から事業組成を開始した場合に、説明会の開催から認定申請まで3ヶ月を要するとすれば、例年12月に設定されている年度の認定申請期限を超過してしまう。	説明会の開催時期については、ワーキンググループにおいて、 ①再エネ特措法では、FIT/FIP認定の時点において、再エネ発電設備の設置場所や規模(出力)といった事項が基本的に定まっていることを求めており、あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再エネ発電設備の設置場所や規模(出力)を確定させた上で、FIT/FIP認定を申請するというフローが基本となること ②説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要となること といった旨について議論がなされており、これを踏まえ、FIT/FIP認定申請の3ヶ月前まで実施することを求めることを原則としています。
62	再エネ発電事業計画の実施に森林法等の許認可を要する場合であっても、説明会の開催回数は、認定の申請前の1回のみでよい。	事業実施による周辺地域の住民への影響が大きく、関係法令における許認可等を要する場合などについては、説明会における住民の質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保する観点から、事業の初期段階から説明会を開催することが一層重要です。 こうした点を踏まえ、今般の措置においては、 ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可が必要となる場合は、FIT/FIP認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階においても説明会の開催を求めることとしています。 ②環境影響評価法(第一種・第二種事業のいずれも含む。)又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、FIT/FIP認定申請前に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会の開催を求めることとしています。さらに、FIT/FIP認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するための説明会の開催を求めることとしています。
63	環境アセスメント手続の配慮書段階の説明会では、再エネ発電設備の設置位置や送電線路について説明を行い、送電線ルート・景観・高さ等について地域住民の合意を得た上で、自治体の許可を得て具体的な事業に着手すべき。	環境アセスメント手続の配慮書段階の説明会では、再エネ発電設備の設置位置や送電線路について説明を行い、送電線ルート・景観・高さ等について地域住民の合意を得た上で、自治体の許可を得て具体的な事業に着手すべき。
(9) 事前周知措置		
64	事前周知措置を実施すべき対象について、実施場所を管轄する市町村長が認める者を追加すべき。あるいは、実施場所の敷地境界線からの水平距離について、300mなどに拡張すべき。	事前周知措置における「周辺地域の住民」の範囲については、当該措置を実施すべき事業が周辺地域や周辺環境に与える影響の程度を踏まえ、自治体の事務負担に配慮しつつ、事業者・住民の予見性を確保する観点から、実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内の場所に居住する者としています。
65	事前周知措置が必要な場合に、再エネ特措法上の要件を全て満たす説明会を開催した場合はどうか。事前周知措置を追加的に開催する必要があるのか、明確にしたい。	御指摘を踏まえ、事前周知措置が必要な場合に、再エネ特措法上の要件を全て満たす説明会を開催した場合には、FIT/FIP認定要件を充足する旨を明確化します。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3. 重要な事項に関する御意見【第8条の2関係】		
(1) 重要な事項全体		
66	重要な事項に変更があった場合に改めて説明会・事前周知措置の実施を求めるのではなく、そもそも転売を禁止すべき。	事業譲渡を一律に禁止することは、ワーキンググループにおいても、事業者の営業の自由や財産権などの権利に対する過度な制約となるおそれがあることから、慎重に考えるべきとの指摘がありました。
67	既認定・運転開始済の再エネ発電事業であっても、変更認定があった場合には、説明会の開催等が必要になるということか。	今般の措置においては、既認定・運転開始済の再エネ発電事業を含め、事業譲渡に伴う認定事業者の変更などの重要な事項の変更があった場合には、改めて説明会・事前周知措置を求めることとしています。
(2) 認定事業者の変更(事業譲渡)		
68	既認定の再エネ発電事業について、事業譲渡等に伴う認定事業者の変更などの「重要な事項」を変更した場合であっても、改めて説明会・事前周知措置の実施を求めるべきではない。あるいは、新規認定の場合よりも、対象を限定するか、手続を簡素化すべき。社会通念上行き過ぎた要求である上、説明会・事前周知措置の開催に要するコストも膨大であり、経済活動を過度に制約している。法の遡及適用であり、財産権の侵害である。個人や小規模な事業者が、実際に説明会・事前周知措置を開催できるのかどうかという現実的な検討がなされていない。また、再エネ発電設備以外の事業開発の場合とも整合性が取れていない。例えば、設置されている標識の表示内容が変われば、説明会・事前周知措置を実施しなくとも、周辺地域の住民に十分に周知されるのではないか。	
69	事業譲渡等に伴う認定事業者の変更の際に、改めて説明会・事前周知措置を求めることで、事業の流動性が阻害され、事業集約が進まなくなる懸念がある。何らかの理由で再エネ発電事業者による事業の継続が困難となった場合、事業譲渡が容易にできないと、発電所が管理不全に陥る可能性があり、地域共生や長期安定発電の確保の観点から懸念が生じるのではないか。	再生可能エネルギーの長期安定的な大量導入と事業継続に向けて、既設再エネへの再投資や事業集約を促進することは重要と考えていますが、当該再エネ発電事業の実施に当たって地域との共生が図られることが大前提となります。事業譲渡のように事業者が交代する場面では、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じやすい点を踏まえ、事業集約の場合も含め、認定事業者が変更される場合には、FIT/FIP認定を取得した時期にかかわらず、変更認定時に説明会等の開催を求めることとしています。
70	事業譲渡等に伴う認定事業者の変更の際に、改めて説明会・事前周知措置を求めることについて、十分な周知期間がなく、突如制限を設ける合理的な理由がない。今まではよかったのに、なぜ、今後は説明会・事前周知措置が必要になるのか。経過措置を設けるべき。	今般の措置は、説明会の開催等をFIT/FIP制度という支援措置を受けるための認定要件とするものであり、「規制」に該当するものではありません。また、事業譲渡を一律に禁止するものではなく、本省令の要件を充足する説明会の開催等がなされれば、FIT/FIP認定(変更認定)が行われ得るものであることから、事業者の営業の自由や財産権などの権利に対する過度な制約とはなっていません。さらに、今般の措置は、施行日以降の変更認定に適用するものであり、遡及適用との御指摘も当たりません。 また、今般の措置については、2022年10月以降、ワーキンググループや国会といった公開の場において十分な審議を重ねてきたものであり、周知不足との御指摘は当たりません。これまでに実施してきた徹底した周知・広報の詳細について、改めて整理してお示ししますので、別添をご覧ください。
71	いわゆる「低圧分割」が許容されていた時期にFIT/FIP認定を取得した再エネ発電事業については、事業譲渡等に伴う認定事業者の変更の際に、「当該設備の出力と、当該認定の申請をする者又は密接関係者が当該設備に係る実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内の場所に設置し又は設置しようとする他の再エネ発電設備の出力との合計が50kW以上の場合」に該当する場合であっても、説明会の開催を不要とすべき。	その上で、前述の制度趣旨を踏まえ、認定事業者が変更される場合については、再エネ発電事業の実施に当たって自治体等との間で締結した協定等の承継等に関する事項に加えて、以下の説明を求めることとします。 ①再エネ特措法に基づく説明会等を過去に行っていない場合：説明項目及び説明事項の全て ②既に再エネ特措法の要件を満たす説明会等を実施している場合：説明項目及び説明事項のうち、既に実施された説明会等において説明又は周知された事項から変更があった事項に係る項目 今般の措置を含め、今後の再エネ特措法の運用・執行に当たっては、引き続き、関係者の事務負担の効率化に努めてまいります。
72	事業譲渡等に伴う認定事業者の変更の際の説明会の開催は、地域住民に対して新たな再エネ発電事業者による管理運営責任の所在を明確化するとともに、今後のコミュニケーションの接点を作ることが、その主な趣旨と考える。したがって、説明会を再度開催する必要はない。あるいは、再エネ発電設備自体に変更がない場合には、新たな再エネ発電事業者による管理運営責任の所在等を説明すれば十分ではないか。安全面、景観等の内容についてはその管理義務の一切を引き継ぐことを説明することでよいのではないか。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
73	認定事業者の変更に関し、再エネ発電事業の贈与については第三者への贈与と親族への贈与を区別した上で、親族への贈与による認定事業者の変更は、相続と同様に、「重要な事項」とすべきでない。	改めて説明会等の実施を求める「再エネ発電事業者の変更」の詳細については、以下の点がワーキンググループにおいて議論されています。
74	会社分割は事業譲渡とは異なるため、会社分割に伴う認定事業者の変更の際に、改めて説明会・事前周知措置を求めるべきではない。	<p>①事業譲渡等により再エネ発電事業者が変更となる場合、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が多いことを踏まえ、変更認定の際に、改めて説明会等の実施を求めることとしています。</p> <p>②事業譲渡に加え、合併・会社分割や親族等への贈与(グループ内の企業同士で行うものも含む。)も含め、再エネ発電事業者を変更する場合には、再エネ発電事業者としての義務履行(例:関係法令遵守義務や地元自治体との協定等に係る義務等)の主体が交代する局面であるため、前述の趣旨を踏まえれば、改めて説明会等の実施を求めることが適切です。</p>
75	認定事業者の変更に関し、日本企業・日本人に変更する場合に限っては説明会など不要である。	こうした議論を踏まえ、合併・会社分割や親族等への贈与(グループ内の企業同士で行うものも含む。)などを含め、再エネ発電事業者を変更する場合には、改めて説明会等の実施を求めることとします。
(3) 認定事業者の密接関係者の変更		
76	認定事業者の密接関係者を変更した場合でも、事業主体や事業に関する権利義務は変わらないはずであり、「重要な変更」に含めるべきではない。仮に株主等の交代を「密接関係者の変更」に含めるのであれば、一定の場合に限定すべき。また、形式的には株主の変更であっても、同一グループ内の組織再編に伴うような場合(会社組織の改編によるSPCの合併・分割等であり代表者等が変わらない場合等)は、実質的な事業主体が変わらないので、「密接関係者の変更」に含めるべきではない。さらに、既に運転開始済の事業については、「密接関係者の変更」があった場合でも、説明会の開催は不要とするか、大幅に簡略化すべき。特に上場インフラ投資法人のように、監督官庁の管理下にある資産運用会社の下で、既に稼働している資産について詳細を開示した上で、事業者の株式等が移動するような場合には、説明会を再度開催する意義は乏しい。	認定事業者の密接関係者が交代する場面についても、地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案が生じやすい点を踏まえ、認定事業者の密接関係者を変更する場合には、既に運転開始済の事業も含め、変更認定時に説明会等の開催を求めることとしています。
77	隣接・近隣の再エネ発電事業において、密接関係者の変更があった場合には、改めて説明会・事前周知措置を実施しなければならないのか。	<p>密接関係者については、ワーキンググループ等における議論を踏まえ、当該認定事業者との関係性が密接な範囲を捉えるため、次の定義をガイドラインにおいて明確化します。</p> <p>①認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合)</p> <p>②認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合)</p> <p>③認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者</p> <p>④上記①～③の者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。)</p> <p>密接関係者の変更を含め、重要な事項の変更があった場合には、説明会又は事前周知措置の対象となるかについては、変更後の事業が、説明会・事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲(前掲2.(3))のいずれに該当するかにより決まることとなります。</p>
(4) 認定事業者の変更/認定事業者の密接関係者の変更に共通の事項		
78	認定事業者やその密接関係者の変更の際の説明会について、株主の交代等は旧株主と新株主に合意があるとは限らないので、両者が説明会に参加することは現実的ではない。努力義務などにとどめるべきである。	認定事業者の変更に伴う説明会については、地域との適切なコミュニケーションを促す観点から、旧認定事業者と新認定事業者の双方が出席することが必要です。認定事業者の密接関係者の変更に伴う説明会については、認定事業者自身の出席が必要ですが、交代した新旧の密接関係者の出席が求められているものではありません。
79	認定事業者やその密接関係者の変更の際の説明会についても、FIT/FIP認定申請の3ヶ月前までに開催することが必要という理解でよいのか。より短い期間でよいのではないのか。また、事業譲渡等の契約書の締結後(事業譲渡等が対外的に発表される場合は、その発表後)、変更認定申請前に行うとのことであるが、当該タイミングは非常に限られており、また、そもそも説明会の開催が不調に終われば事業譲渡等が実施ないし公表できない可能性もあるため、契約の締結以前に説明会を開催することも含め、柔軟な対応を認めるべき。以上の点について、タイムラインを整理してほしい。	<p>認定事業者の変更の際の説明会等についても、説明会における住民からの質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要であり、変更認定申請3ヶ月前までに実施することを求めることとします。</p> <p>認定事業者や密接関係者を変更する場合は、認定事業者又は密接関係者の変更に係る契約の契約書締結後(こうした変更が対外的に発表される場合は、その発表後)、変更認定申請3ヶ月前までのタイミングにおいて説明会等を実施することとしており、既にタイムラインは明確になっています。</p> <p>ワーキンググループにおいては、このタイムラインについて、適時開示ルールとの関係や、説明会における住民からの質問等を踏まえて事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することが必要となることについて議論が行われており、今般の措置は、こうした議論を踏まえたものです。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(5) その他の論点		
80	「認定発電設備の設置の場所の変更」が「重要な事項」に当たるとされているが、分筆や地番削除も含まれるのか。移設のみを指しているのか。地番を削除するだけであれば、説明会を改めて開催する必要はないのではないか。あるいは、大規模な地番の削除に限って、「重要な事項」とすべき。	認定後の地番の削除について、削除された地番の周辺地域の住民にとっては、当初の説明会において当該地番において再エネ発電事業が実施される旨が説明されていることから、当該地番での事業が実施されなくなる旨についても適切に説明がなされるべきと考えます。このため、地番の追加・変更する場合のみならず、地番を削除する場合についても、その削除の規模にかかわらず、変更認定に当たって説明会の開催等を改めて求めることとしています。 認定後の地番の分筆について、当該地番の指し示す区域が変わらない場合は、「重要な事項」の変更に該当しません。
81	「認定発電設備の設置の場所の変更」が「重要な事項」に当たるとされているが、例えば2022年にFIT認定を受けた水力発電事業について、災害発生により、やむを得ず水圧管のルートを変更する場合は、「重要な事項」の変更に当たるのか。	御指摘の場合について、水圧管路の設置場所は「再エネ発電設備の設置場所」に含まれることから、「重要な事項」の変更に該当します。
82	FIP認定後の既設発電所に事後的に蓄電池を設置する場合は、「重要な事項」の変更に当たるのか。	御指摘の「FIP認定後の既設発電所に事後的に蓄電池を設置する場合は」、「重要な事項」の変更に該当しません。
83	自治体の首長が変わった場合は、「重要な事項」の変更に当たるのか。	御指摘の「自治体の首長が変わった場合は」、「重要な事項」の変更に該当しません。
4. 再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る基準価格又は調達価格の適用の特例に関する御意見【第10条の2関係】		
84	事業実施期間中に何らかの理由で太陽光パネルの交換が必要になった際に、過去の容量の小さい太陽光パネルが手に入りづらくなっている。太陽光パネルの破損等による交換に伴い、太陽光パネルの容量が大きくなる場合について、規制緩和を希望する。	今般の措置は、御指摘のような事案も踏まえ、国民負担を抑制することを前提に、太陽光パネルを更新・増設する際に、認定出力のうち当初設備相当分は価格維持することとし、増出力相当分は十分に低い価格を適用するとともに、更新・増設後の設備も含めて当初設備の調達期間等を維持するというものです。今般の措置により、再エネ発電事業に対する適切な再投資を促進していきます。
85	太陽光パネルの増設だけでなく、既設FIT発電所について、価格変更なしでDC側への蓄電池の後付けを認めるべき。出力制御が頻発していることや、パワーコンディショナーの交換時期が迫ってくることも踏まえ、蓄電池普及の促進等を促す仕組みとしてほしい。価格変更なしが難しいとしたら、今般の措置と同じような価格計算ルールであっても、検討に値する。	御指摘の点に関係して、国民負担を抑制しつつ、蓄電池の活用を促す観点から、FIP制度への移行案件については、2023年4月より、事後的に蓄電池を設置した場合の基準価格変更ルールを見直しています。御指摘のFIT制度の場合については、国民負担の抑制等の観点に加えて、供給シフトが発生するかどうかも含めて、慎重な検討が必要と認識していますが、頂いた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
86	「増設等」の定義は、太陽電池の合計出力の増加に伴い、調達価格が変更となる場合のみを指すということか。また、計算方法が分からないので、具体例などを明記してほしい。住宅用も対象となるのか。	「増設等」の定義は、ワーキンググループにおける議論等を踏まえ、「太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの(当該設備の出力が10kW未満の場合又は当該設備の出力を増加させるものを除く。))であって、当該増加が3kW以上であるもの又は当該合計出力を3%以上増加させるもの」とします。 「計算方法」は、「①経済産業大臣が別に告示するところにより増設等に係る部分に適用する基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額に、②それ以外の部分に係る基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額を加え、③その加えて得た額(①+②)を増設等に係る部分及びそれ以外の部分に係る太陽電池の合計出力の値で除す方法」とします。御指摘を踏まえ、今後、計算の具体例なども含めて、適切に周知してまいります。
87	本特例措置に関して、どのように増設分の発電量を計測するのか。既設分のメーターとは別に、増設分のメーターを取り付ける必要があるのか。	上記の「計算方法」のように、太陽電池の合計出力により按分することで計算を行うため、増設分の発電量を測定するためのメーターを取り付ける必要はありません。
5. 交付金相当額積立金の積立方法に関する御意見【第13条の3の7関係】		
89	積立金の税務上の処理について、政策を立案して制度を設計する立場にある資源エネルギー庁として、関係省庁と協議した上で、その結果を適切に明確化されたい。預金と同様な性格なのであれば、預金と同様に相応の利子を付けるべきであり、また、任意のタイミングで取り崩しができないと、それは預金と同様の性格とはいわない。	今般の措置に係る「交付金相当額積立金」は、認定事業者が認定基準・認定計画に違反した場合に、FIT/FIP交付金を一時停止する必要があることから、交付金相当額を推進機関に積み立てる趣旨のものであり、従前の解体等積立金とは制度趣旨が異なるものですが、①事業者が違反解消等すれば直ちに取戻すことができる資産であること、②積立金の原資が国民負担によって支えられていることを踏まえ、解体等積立金と同様に、積立金の利息については、国民負担を軽減するため、積立金の管理業務費用に充てることとします。
6. 施行期日及び経過措置に関する御意見		
90	令和5年度の新規及び変更認定申請の締切り(太陽光(10kW以上)、風力、水力、地熱)は令和5年12月15日である。一方で、当該締切日では、本省令案の内容は確定していない。経過措置が一切設けられなければ、事業者の予測可能性を損なう結果となる。一定の経過措置を設定すべきである。令和5年度中に不備の無い申請を行えば、説明会を開催の必要が無いということか。	今般の措置については、2022年10月以降、ワーキンググループや国会といった公開の場において十分な審議を重ねてきたものであり、周知不足との御指摘は当たりません。さらに、2023年度の認定申請締切日については、2023年6月23日時点で既に公表されており、この点においても周知不足との御指摘は当たりません。これまでに実施してきた徹底した周知・広報の詳細について、別添にて改めて整理してお示ししますので、ご覧ください。以上のように、適切に周知期間が確保されているものであることから、経過措置がなければ事業者の予測可能性が損なわれる状況とはなっていません。 このため、2023年度の新規及び変更認定申請の締切り(太陽光(10kW以上)、風力、水力、地熱)が2023年12月15日であったこと等を理由に、特段の経過措置を設定することはしません。当該締切り以降の申請については、2024年度認定となるため、説明会の開催等をFIT/FIP認定の要件とすることを含め、改正後の省令の規定が適用されることとなります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
91	今般の措置は、令和5年度に実施される入札案件について、FIT/FIP認定が令和6年度になったとしても適用されないという理解でよいか。	<p>2023年度の入札対象案件については、事業の予見性を確保するため、FIT/FIP認定の取得が2024年度となる場合であっても、FIT/FIP認定要件として説明会等を求めないこととする経過措置を設けます。</p> <p>他方、2024年度の入札対象案件については、入札対象外案件と同様に、入札参加時(事業計画提出時)ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会等を求める(ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に必要な説明会等を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す)こととします。なお、2024年度の入札スケジュールについては、調達価格等算定委員会の意見及び今般の措置も踏まえ、可能な限り速やかにお示しします。</p>
92	説明会はFIT/FIP認定申請の一定期間前(3ヶ月前)までに実施することを求めるということであれば、令和6年4月1日の改正法施行後4ヶ月以上経過した令和6年度認定のものから、説明会の開催をFIT/FIPの認定要件とすべきであり、それ以前のものなどには経過措置を設けるべき。特に、太陽光第20回入札への入札予定案件について、事業者の予見可能性の観点から経過措置を設けるべき。その上で、説明会の開催時期を考慮すれば、毎年第3四半期までには翌年の入札実施スケジュールを公表するなど、入札実施スケジュールの早期公表が必要。	<p>また、①FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可(森林法に基づく許可等)が必要となる場合において、2024年4月1日前に許認可申請をしたときの許認可申請前の説明会、②環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合において、2024年4月1日前に配慮書を作成したときの配慮書作成前の説明会については、FIT/FIP認定要件として説明会等を求めないこととする経過措置を設けます。</p>
93	経過措置として、①FIT/FIP認定の申請要件とした許認可の取得が必要となる場合、施行時点で既に許認可を取得している案件は、許認可取得前に行う説明会の開催は不要とすること、②環境アセスメント対象の場合、施行時点で既に配慮書を作成している案件は、配慮書作成前に行う説明会の開催は不要とすることを明確にしていきたい。	
94	既に環境アセスメント手続の一部が終了している事業に対しても、住民への適切な説明を確保するため、本省令案を適用させるべき。	
7. その他の御意見		
95	詳細が決まってから意見公募手続を実施すべき。	今般の省令改正については、ワーキンググループでの第2次取りまとめ(2023年11月)等を踏まえ、省令案の概要が固まったことから、意見公募手続を実施しているものであり、その改正内容については、今回の意見公募手続において適切に示されていると考えています。
96	意見公募手続について、「御意見の概要」と称して、意見を恣意的に集約すべきでない。記載された内容は全て公表されるべきである。	意見公募手続については、行政手続法第43条第2項において、「提出意見を整理又は要約したものを公示することができる」とされており、今回の結果の公示の形式は、同項の規定に基づくものです。

改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報の徹底

- 本WGの第2次取りまとめでは、今般の措置について、**パンフレット等も用いながら分かりやすく説明することが重要**である旨が取りまとめられている。現在、法施行に向け、**徹底した周知・広報**を行っているが、引き続き、丁寧な説明に努めていく。
- 改正再エネ特措法に基づく措置は、**本WGや国会といった公開の場において十分な審議を重ねてきたもの**。
 - 本WGにおいて、**2022年10月以降、計5回の議論を経て、2023年2月の「中間とりまとめ」**において、大枠をとりまとめ。これを踏まえ、**再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法案を国会に提出**。審議を経て、同年5月に成立。
 - その後、本WGにおいて、**2023年5月以降、計6回の議論を経て、2023年11月の「第2次取りまとめ」**において、制度の詳細設計を取りまとめ。
- 改正再エネ特措法に基づく措置に関しては、**①本WGの「中間とりまとめ」、②本WGの「第2次取りまとめ」、③施行規則の改正、④ガイドラインの新設の4回のタイミングでパブリックコメントを実施し、関係者の意見を聴く機会を確保**。
- 2023年10月の資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」のリニューアルに併せて、**今般の再エネ特措法の改正に関する特設サイトを設け、措置内容について説明**を行っているところ。また、**再エネ発電事業者向けに、パンフレット（ガイドブック）を作成し、説明会における説明事項や実施フローなどについて、図解を用いながら説明**を行っていく予定。
- **自治体向けには、2023年10月に「地域情報連絡会」を開催し、改正再エネ特措法の措置内容について説明**を行った。当該説明会には、**41都道府県・273市町村**の参加登録があった。今後も、**法施行に向けて、複数回の説明会（対面・オンライン）を開催し、自治体に御協力いただく際のポイントなどを丁寧に説明**していく。

【資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」】



資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」のトップページにリンクを設け、再エネ特措法の改正の特設ページに誘導

(参考) 改正再エネ特措法の施行に向けた周知・広報に関するタイムライン

関係審議会での議論
(再エネ長期電源化・地域共生WG)
審議会は全て公開

法律・省令告示の
制定スケジュール
国会審議は全て公開

制度運用に
関するスケジュール

関係省庁連携 再エネ発電設備規律検討会
2022年4月21日～全7回
同年10月7日提言取りまとめ

2022年10月17日

公開の審議会 (計5回)

- ・第1回: 2022年10月17日
- ・第2回: 2022年10月25日
- ・第3回: 2022年11月9日
- ・第4回: 2022年11月25日
- ・第5回: 2022年12月5日

第3回では以下の事務局案を提示

- ・ **事業譲渡の際に必要な変更認定申請においても、周辺住民への周知を求める**などの
 手続きの強化を図ること。
- ・ **実質的支配者の変更など事業譲渡以外の場合においても一定の要件を満たす場合は
 同様の規制を適用する必要がある**こと。

中間とりまとめに対するパブコメ
(2022年12月9日～2023年1月10日)

中間とりまとめ (2023年2月10日)

- ・ **事業譲渡による変更認定**について、
 例えば**説明会開催等による事前周知を
 変更認定申請要件化**すべき。
- ・ **実質的支配者の変更など事業譲渡以
 外の場合においても、一定の要件を満た
 す場合は同様の規制を適用する**必要。

公開の審議会 (計6回)

- ・第6回: 2023年5月31日
- ・第7回: 2023年6月30日
- ・第8回: 2023年7月27日
- ・第9回: 2023年8月7日
- ・第10回: 2023年9月15日
- ・第11回: 2023年9月26日

第2次取りまとめに対するパブコメ
(2023年9月29日～2023年10月29日)

第2次取りまとめ (2023年11月28日)
改正後の制度の詳細設計を決定

公開の審議会

- ・第12回: 2024年1月25日 (報告)

再エネ特措法の改正を含む
GX脱炭素電源法案の国会提出
(2023年2月28日)

公開の国会審議
(衆議院・参議院)

再エネ特措法の改正を含む
GX脱炭素電源法案の国会成立
(2023年5月31日)

**2023年度の認定申請締切日
の公表**
(2023年6月23日)

認定申請締切日に関する
念のための注意喚起
(2023年11月)

施行規則 (省令) 案に対するパブコメ
(2023年11月28日～2023年12月27日)

ガイドライン案に対するパブコメ
(2023年12月22日～2024年1月21日)

2023年度の認定申請締切日
(太陽光 (10kW以上)・風力・水力・地熱)
(2023年12月15日)

施行規則・ガイドラインの公布
(2024年2月20日)

改正法施行日
(2024年4月1日)